

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 3 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務 (発行者についての審査) 第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。 1～9 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 第 1 項の審査を行った会員等は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的記録により、当該審査を終了した日から 10 年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。 (契約締結前の情報の提供) 第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。))を除く。次条において同じ。))に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供するときに、少なくとも、前条第 1 項各号(第 21 号を除く。以下この条において同じ。))に掲げる事項を含めて情報を提供するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる事項のうちに該当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して提供することができる。	第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務 (発行者についての審査) 第 4 条 (同 左) 1～9 (省 略) 2・3 (省 略) 4 第 1 項の審査を行った会員等は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的方法により、当該審査を終了した日から 10 年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。 (契約締結前交付書面) 第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))をいう。))を除く。次条において同じ。))に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、前条第 1 項各号(第 21 号を除く。以下この条において同じ。))に掲げる事項を含めて記載するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる事項のうちに該当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して記載することができる。

新	旧
2 前項の場合において、会員等は、前条第1項第4号から第11号まで、第14号及び第20号に掲げる事項については、金商法等府令第79条第5項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。 (確認書の徴求等) 第11条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、<u>金商法第37条の3第1項の規定に基づき提供する金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、前条第1項に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該顧客に交付し、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書を徴求しなければならない。</u>	2 前項の場合において、会員等は、前条第1項第4号から第11号まで、第14号及び第20号に掲げる事項については、金商法等府令第79条第2項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。 (確認書の徴求等) 第11条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、<u>契約締結前交付書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、前条第1項に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該顧客に交付し、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書を徴求しなければならない。</u>
第4章 雑 則 (電磁的方法による交付等) 第28条 会員等は、<u>本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)</u>により提供をすることができる。この場合において、当該会員等は、当該書面を交付したものとみなす。 2 会員等は、<u>本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。</u>この場合において、当該会員等は、当該書面を徴求したものとみなす。 3 <u>会員等は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的</u>	第4章 雑 則 (電磁的方法による交付等) 第28条 会員等は、<u>第11条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができる。</u>この場合において、当該会員等は、当該書面を交付したものとみなす。 2 会員等は、<u>第11条に規定する株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。</u>この場合において、当該会員等は、当該確認書を徴求したものとみなす。 (新 設)

新	旧
<u>方法により締結することができる。この場合において、当該会員等は当該書面による契約を締結したものとみなす。</u> 4 <u>前項の定めに基づき契約を締結した会員等は、当該契約の当事者から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。</u> 付 則 この改正は、令和7年4月1日から施行する。	（ 新 設 ）